

法 務 大 臣 殿
出入国在留管理庁 長官 殿
福岡出入国在留管理局長 殿

2023 年 11 月 1 日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島 2-5-31 美野島司牧センター内

共同代表 井上幸雄（福岡市：アジアに生きる会・ふくおか）

コース・マルセル（福岡市：美野島司牧センター）

高柳香代（宮崎市：多文化 design コンパス）

中島眞一郎（熊本市：コムスタカ-外国人と共に生きる会）

貴局（福岡出入国在留管理局、以下「福岡入管」という）におかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第 26 回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。（なお、統計数値等のご回答は、質問に「全国」と明記されているときは法務省の全国統計数値を、それ以外は、福岡出入国在留管理局管内（以下「福岡局管内」という）の統計数値をご回答ください。）

意見交換会における質問

I 技能実習生等の妊娠・出産について

1 技能実習生間の妊娠・出産の場合の在留資格の取り扱いについて

- ① 技能実習生間の妊娠・出産の場合の在留資格の取り扱いについて、「所属機関に在籍又は契約機関との契約等に基づき我が国に在留する外国人の妊娠・出産等に伴う在留資格上の取扱いについて（通知）」（入管庁管第 2352 号 令和 3 年 6 月 9 日、以下、通知という）の通知に基づく運用が行われるというのが 2022 年の回答でしたが、2023 年現在もそのような理解でよいですか 何か取り扱いに変化したところがありますか。また、上記通知（入管庁第 2352 通知）に基づく運用は、技能実習生と同様に家族帯同が認められていない日本語学校の留学生にも適用されますか。

『2022 年の回答』 認識のとおり。

『2023 年の回答』

運用については、ご認識のとおりです。また、当該通知の発出以降、当局の取り扱いに変更はありません。

留学生等の本邦の所属機関に在籍する外国人についても、妊娠・出産等することを理

由として、本人の意に反して所属機関を除籍・退学させる等の不利益な取り扱いをすることは、当然ながら適当ではありません。在籍校が休学を認め、その後に復学の予定がある場合は、現に有する在留資格に該当する活動を行わないで在留していることについて正当な理由があるものとして取り扱うこととし、在留期間の更新等においても、個々の諸事情を踏まえて柔軟に審査することになります。また、出生した子について、個別の事情を踏まえて審査することになります。

- ② 上記通知でいう「やむをえない場合」とはどのような場合ですか。昨年の回答では、「個別にすべての具体例を回答することは困難だが、在留期間内に他の在留資格への変更または帰国ができなかった理由、本国における子の監護者の有無など個別の事情を踏まえ判断することになる。」というものでしたが、全国及び貴局管内で、日本で技能実習生から生まれた子で、原則6月の在留期間の更新が認められたものは、それぞれ、何件ありましたか。

『2023年の回答』

ご指摘の「やむをえない場合」については、当該通知の対象となり「特定活動」を取得した子を扶養する者が、本邦において当該子を扶養する能力（経費支弁能力を含む）があるかどうかなど、個別具体的な事情を総合的に考慮して、在留期間更新の許否を判断することとなります。

なお、当局管内において技能実習生から出生した子で在留資格「特定活動」の在留期間更新が認められた案件数については、集計を行っていないためお答えすることは困難です。

- ③ 日本で妊娠・出産する技能実習生の中には 出産後の技能実習を再開するため、出身国で面倒を見てくれる人がいない場合、日本で子育てできないため、児童相談所に相談して子どもを預けようとするのが起きています。児童相談所が保護し、その後施設等に預けられ「特定活動」の在留資格が付与された子は、これまで全国及び貴局管内でそれぞれ何件ありますか、

『2022年の回答』

技能実習生である母については、認定を受けた実習計画に基づき技能実習を継続する限りにおいて、子どもが児童相談所に受け入れられたことをもって直ちに在留資格に影響を及ぼすものではない。一方で、出生子については乳児院に預けられたことにより、母親と同居し扶養を受ける者に該当しないため、令和3年6月9日付入管庁第2352号通知の対象とならない。このため出生子について本邦での在留を希望する場合は、個別の事案ごとに諸般の事情を考慮して在留資格「特定活動」（法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動）の付与を判断することは想定されるところ、個別には申請を予定する地方出入国在留管理局に相談してほしい。

『2023年の回答』

お尋ねの件については、集計を行っていないためお答えすることは困難です。

2 妊娠・出産の事実を誰にも相談できない技能実習生等について

- ① 2023年4月3日の通知では、「技能実習実施困難時届出書のうち、その届出内容から、妊娠・出産を理由とすることが確認できるものが平成29年11月1日から令和4年3月31日までの間において、1,434人と明記されています。厚生労働省に確認したところ、このうち、技能実習の継続を希望した人数134人、実際に実習を再開できたのは、去年9月までに23人とのことでした。妊娠出産を理由に技能実習を中断届出が提出された1434人のうち、わずか23人（1.6%）、技能実習の再開を希望する134人のうちでも23人（19%）しか技能実習を再開できていない現状について貴局は、どう考えていますか。また、技能実習の再開を可能とするために、通知以外に何か、方策を考えていますか

『2023年の回答』

技能実習生が妊娠・出産を理由として解雇されるなどの不利益を受けることは、あってはならないと考えます。技能実習生の妊娠・出産に関する取り扱いに関しては、入国後講習において各実習生に対して周知することとなっており、技能実習生手帳にも必要な情報が掲載されているところ、当局としては当該手帳を確実に配布するなどし、引き続き制度の周知徹底を図っていきます。

また、妊娠・出産等を理由に技能実習を中断した技能実習生については、円滑に実習再開できるよう令和5年4月以降、外国人技能実習機構における手続きの簡素化が行われたものと承知していますが、当該手続きについては当局が所見を述べる立場にはありません。

- ② 2023年4月3日通知にも、監理団体や実習実施者が、妊娠出産した技能実習生に不利益取り扱いを行った場合に行政処分がなされると記載されていますが、2022年の回答では、「これまで行政処分した件は0件」との回答でしたが、技能実習生の妊娠出産に対して不当な取り扱いを受けたことを理由に主務省庁が行政処分などを行った件数は、2022年中何件ありましたか。

『2023年の回答』

2022年中に技能実習生の妊娠・出産に対して不当な取り扱いがなされたことを理由に主務省庁が行政処分等を行った件数は0件です。

- ③ 2023年3月24日 最高裁判所第二小法廷は、だれにも相談できず、一人で双子を死産し、死体遺棄罪で逮捕起訴されたベトナム人元技能実習生レー・ティ・トゥイ・リン被告人に対して無罪判決を言い渡しました。リンさんの場合、刑事裁判係争中

は、犯罪歴がないとして、技能実習の在留資格の更新や特定技能への変更が許可されてきました。この無罪判決後も、だれにも相談できず、一人で出産し、死体遺棄罪で逮捕され起訴される技能実習生がいます。技能実習生が一人で子を死産し、死体遺棄罪で起訴され、刑事裁判で執行猶予つき判決が言い渡され、確定した場合、その技能実習生が技能実習への在留資格の更新や特定技能への在留資格の変更を希望する場合に、その有罪犯罪歴以外に問題がないとき、許可され得ますか、それとも、不許可となりますか。

『2023 年の回答』

一般論として、在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請のときについては、ガイドラインで示しているとおり、申請者の行おうとする活動、在留状況、在留の必要性等を総合的に勘案して判断することになります。

- ④ 2022 年の全国および福岡管内の統計で技能実習生に対する出国時の意思確認を行った件数は、このうち技能実習生からの申告件数を教えてください。また、技能実習からの申告件数が少ない理由について、貴局はどのように考えていますか、その改善策についてどのようにお考えですか。

『2022 年の回答』

2021 年に技能実習生に対する出国時の意思確認を行った件数は、全国統計で約 12,900 件（概数）。このうち、申告件数は全国統計で 1 件。昨年の意見交換会で申し上げたとおり、出国意思の確認にあたっては入国審査官において技能実習生本人に対して帰国を決定するに至った経緯等も含めた詳細について、その心身の状況やプライバシーに十分に配慮しつつ丁寧かつ慎重に手続きを実施している。また外国人技能実習機構においては、技能実習生本人に対して意思に反して帰国を強制されそうになった場合、機構に相談や申告の申し出ができること、空港での出国手続きの際にその旨申し出ることができることについて、技能実習生手帳に記載する等により周知をはかっている。当局としても今後とも対象者への周知を徹底し、より丁寧かつ慎重に手続きを行っていく。

『2023 年の回答』

2022 年に技能実習生に対する出国時の意思確認を行った件数は、全国統計で約 15,100 件（概数）。このうち、申告件数は全国統計で 5 件。昨年の意見交換会で申し上げたとおり、出国意思の確認にあたっては入国審査官において技能実習生本人に対して帰国を決定するに至った経緯等も含めた詳細について、その心身の状況やプライバシーに十分に配慮しつつ丁寧かつ慎重に手続きを実施している。また、技能実習生が意思に反して帰国を強制されそうになった場合、外国人技能実習機構に相談や申告の申し出ができること、空港での出国手続きの際にその旨申し出ることができることについて、技能実習生手帳に記載する等により周知をはかっている。当局としても今後とも対象者への周知を徹底し、より丁寧かつ慎重に手続きを行っていく所存です。

Ⅱ 入管業務について

1 日本語学校留学生（「告示日本語教育機関」所属の在留資格「留学」の学生）について

- ① 福岡管内の日本語教育機関にかかる在留資格認定証明書の交付件数及び各県別国籍別交付件数を教えてください。

『2022年の回答』

当局においては留学の教育機関別に在留資格認定証明書の交付件数及び各県別国籍別交付件数にかかる統計は作成しておらず、回答は困難。

『2023年の回答』

在留資格「留学」にかかる在留資格認定証明書交付申請の交付申請件数について、教育機関別及び各県別国籍別の統計は作成しておらず回答は困難です。

- ② 入学前納付金を国外から日本に送金することにかかり、初期の学費や日本語学校指定の銀行口座への国際送金手数料を含む納付金の総額の計算書を受け取った入学希望者が、母国の銀行から計算書の額面金額を送金し、その際入学希望者が国際送金手数料を支払った場合、計算書に含まれる国際送金手数料分は、二重払いにあたり、受取側の日本語学校にとっては、預かり金となり入学者へ返金すべきところ、そのまま会計処理する不当利得事案が散見されます。主務官庁として、返金に応じない日本語学校に対してどのような指導や是正措置をとることができますか。

『2023年の回答』

返金等については、学則や当事者間の契約の内容、関係法令に基づき適切に処理されるべきものと考えるところ、学則違反や契約にかかる関係法令違反が疑われる場合には、学則又は関係法令を遵守した適切な対応を行うよう指導します。

また、学則等を遵守せず不当な取り扱いを行っていることが判明した場合には、「留学告示」からの抹消基準に該当することから、事案の確執性、重大性、これまでの活動状況、改善見込みなど諸般の事情を考慮し、留学生の受け入れを引き続き認めておくことが適当でないと認められる場合は、「留学告示」からの抹消を検討することとなります。

- ③ 「日本語教育機関の告示基準」では、1年間の授業について、760時間以上、1単位時間45分以上となっているところ、実際の授業実施が680時間に達しない学校がありました。貴庁は、6ヶ月ごとに、留学生ごとの授業出席時間の報告を受けていますが、留学生が出席すべきとされる授業が実際に年間で何時間だったか、確認をしているでしょうか。760時間を大幅に下回る実施状況が確認された場合、主務官庁として当該日本語教育機関に対してどのような対応をされますか。

『2023年の回答』

「告示基準」第1条第1項第46号に基づく報告（全ての生徒の6か月間の出席率及び当該期間における個々の生徒の出席状況）を受けた場合には、報告内容の確認を行います。また、1年間当たりの授業時間が760時間以上であることが設置されている教育課程に求められる要件であり、生徒の進級や卒業にかかる要件を定めたものではないところ、進級や卒業の認定については、学則等に基づいて日本語教育機関ごとに判断されるものですが、その取り扱いは合理的である必要があります。

なお、教育課程、授業日数及び授業時間数に関する事項等は学則に定められているところ、学則を遵守せずに授業を実施していない場合や不適切な学則が定められている場合には、「留学告示」からの抹消を検討することになります。

2 人身売買の被害者の保護について

人身取引（トラフィッキング）対策に関して、2004年に日本政府として人身売買行動計画（2009年改定・2014年改定・2022年改定）を策定し、法務省出入国在留管理庁を含む政府として取り組んでいます。福岡入管では人身売買の取り締まりや被害者の救済や保護をどのように行われてきたか質問をします。

- ① 2022年中に人身売買被害者として保護された外国人は、全国および福岡局管内でそれぞれ何名か、国籍別、在留資格別に教えてください。保護される被害者の数が少ない理由についての考えを教えてください。また、2022年及び2023年中に入管により保護された人身売買被害者のうち、在留特別許可により在留資格を得られた人数と、国籍別、在留資格の内訳を教えてください。

『2023年の回答』

当庁報道発表資料のとおり、2022年に当庁が保護に関わった外国人被害者は2名であり、その国籍の内訳はフィリピン国籍1名、タイ国籍1名の合計2名となっています。フィリピン国籍の方の在留資格は「日本人の配偶者等」であり、タイ国籍の方は不法残留でしたが、不法残留前の在留資格は「短期滞在」でした。また、当該2名については、当局管内において報告したものではございません。

保護された人身取引被害者の方について一概に評価することは困難ですが、引き続き関係機関と協力するなどして人身取引の防止に努め、人身取引被害者の適切な保護に取り組んでいきます。

2022年に当庁により保護された人身取引被害者について在留特別許可により在留資格を得られた人数は1名、タイ国籍の者ですが、付与された在留資格までは公表しておりません。

3 DV 被害者等の外国人の在留資格の更新や変更について

- ① 2022 年の福岡局管内で、DV 事案の認知件数の総数・性別・国籍・在留資格・内容と認知状況を教えてください。

『2022 年の回答』

2021 年 総数 6 件 すべて女性

国籍…フィリピン 3 件、ベトナム 1 件、ミャンマー 1 件、米国 1 件

内容…配偶者からの暴力、配偶者からの暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

認知状況…在留審査手続き 1 件、相談 5 件。すべて DV 事案として認知。

『2023 年の回答』

2022 年 総数 9 件（女性 8 件、男性 1 件）

国籍…フィリピン 7 件、ベトナム 1 件、中国 1 件

内容…配偶者からの暴力、配偶者からの暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

認知状況…在留審査手続き 5 件、相談 4 件

- ② 名古屋入管で 2021 年に死亡したスリランカ人女性は、入管において DV に関する聞き取りがなされていたものの、DV 被害者として認知されていなかったということが明らかになっています。2022 年の DV 事案に対応する場合の「DV 措置要領」の福岡局管内の運用状況について教えてください。また DV が認定される人で、緊急性の高い人への対応について、配偶者暴力相談支援センター、警察署等との連携はどのようになっていますか。2022 年中に連携した件数や事例があれば教えてください。

『2022 年の回答』

当局においては「DV 事案にかかる措置要領」に基づき、DV 事案を認知した時は管下出張所を含め速やかに本庁担当に報告するようしている。また緊急性が高い事案か否かにかかわらず、DV 被害者を認知した場合には現地配偶者暴力相談支援センター、警察署などと連携のうえ適切に対処している。尚、連携した件数については統計をとっていないため回答することは困難。

『2023 年の回答』

当局においては「DV 事案にかかる措置要領」に基づき、DV 事案を認知した時は管下出張所を含め速やかに本庁担当部署に報告するようしている。また緊急性が高い事案か否かにかかわらず、DV 被害者を認知した場合には現地配偶者暴力相談支援センター、警察署などと連携のうえ適切に対処している。尚、連携した件数については統計をとっていないため回答することは困難。

- ③ 職員を対象とした DV 被害者対応に関する研修の実施状況と、受講した職員数、研修内容について教えてください。

『2022 年の回答』

当局では従前から定期的に管内全職員に対し DV 被害者対応にかかる研修を行っているところ、名古屋局における被収容者死亡事案の調査報告書で示された改善策を踏まえ、改めて全職員を対象に研修を行い、DV 事案を認知した場合の対応や留意点など「DV 措置要領」の内容周知を徹底している。

『2023 年の回答』

当局では従前から定期的に管内全職員に対し DV 被害者対応にかかる研修を行っているところ、名古屋局における被収容者死亡事案の調査報告書で示された改善策を踏まえ、改めて全職員を対象に研修を行い、DV 事案を認知した場合の対応や留意点など「DV 措置要領」の内容周知を徹底している。

4 セクシュアルマイノリティについて

- ① 同性同士の婚姻については、各地の地方裁判所で違憲または違憲状態の判断がされる等、社会の中で理解が進んでいます。また、2023 年 3 月 15 日付東京新聞によると、「一方が日本人の同性カップルで、パートナー関係を理由に在留を認めた事例は初めて」として、東京出入国在留管理局が米国籍男性に「特定活動」（1 年）を許可したことが報じられています。これは、片方が日本人の同性カップルで、パートナーの在留資格においても同様な取り扱いになっていきますか。

『2023 年の回答』

同性婚の当事者がいずれも外国人であって、その双方の本国で有効に同性による婚姻が成立している場合には、「特定活動」の在留資格を認めているところ、日本人の同性パートナーである外国人の場合であっても、外国人からの在留申請があった場合には、その方が本邦において行おうとする活動、在留の状況やその有する身分関係及び在留の必要性等の具体的な申請内容を踏まえて個別に判断しており、今後も同様に個別に適切に判断してまいります。

5 福岡入管の収容施設内の医療体制について

- ① 福岡入管の収容施設における被収容者に係る医療体制はどのようになっているか、教えてください。

『2021 年秋の回答』

医師は居ませんが、近隣のクリニックの医師の協力を得て、往診又は病院連行など実施しています。夜間、休日などの緊急の場合は躊躇なく緊急搬送することとしています。

『2022 年の回答』

医師は居ませんが、近隣のクリニックの医師の協力を得て、往診又は病院連行など実施しています。夜間、休日などの緊急の場合は、躊躇なく緊急搬送することとしています。

『2023 年の回答』

医師は居ませんが、近隣のクリニックの医師の協力を得て、往診又は病院連行など実施しています。夜間、休日などを含め緊急の場合は、躊躇なく緊急搬送することとしています。

- ② 2021、2022 年緊急搬送の件数を教えてください。そのうち夜間・休日の搬送例は何件でしたか。

『2022 年の回答』

2020 年 0 件、2021 年 0 件

『2023 年の回答』

緊急搬送件数については、集計を行っておらず、お答えすることは困難です。

6 その他

- ① 近年日本国内の労働力不足から、「技能実習」や「特定技能」の在留資格の通算期間の上限があり、いずれ帰国を前提とする外国人でなく、長期の雇用が可能な日系人例、(日比国際児 日本人の父と外国人母親から生まれて日系 2 世等)を雇用したいという企業が増えています。日本人父からの認知のみで、成人年齢を超えて、日本国籍を得られず、大卒などの学歴を持たない場合、これまでは短期滞在でいったん来日して、それから来日後に「日本人配偶者等」の在留資格の変更手続き、認定証明書の交付申請を行うことで、企業の雇用が可能となってきました。2023 年 3 月の外務省のホームページに、日系人で長期滞在を希望する場合に、在留資格認定証明書が提出できない場合にも、長期滞在可能なビザ申請が可能である旨の記載があります。貴局への在留資格認定証明書が申請できない場合に、在外公館で上記の日系 2 世などが、「日本人配偶者等」のビザ申請をすることは可能で、入管として認められうるという理解でよろしいですか。

『2023 年の回答』

日系人の方が、本邦において申請を行うことができる代理人がないことを理由として在留資格認定証明書交付申請を受けることなく、現地の在外公館限りで査証発給を受け本邦への上陸を許可されるケースは承知しております。

当庁としては、外国人が上陸許可申請に及んだ場合には、「入管法」第 7 条第 1 項各号に適合しているかどうかを審査していることとなるところ、当該申請において当証明書の提出がなされないことによって同条第 1 項第 2 号に不適合となる場合があります。

- ② 入管施設で収容されていた外国人が、告示外の特定活動医療で 6 ヶ月を許可され、治療中のケースにつき、当該人の在留管理を行うのは、地方入管のどの部門か、教えてください。また治療後に症状固定との診断がなされた場合、その後の在留資格はどの

ようになりますか。後遺障害があり、帰国しての生活は困難を伴うと思われる場合、日本での在留の余地はありますか。

『2023年の回答』

福岡局においては、入院を伴う医療を受ける活動「特定活動告示」25号は「留学・研修審査部門」、「特定活動告示」25号以外の個別の事情により治療等を要する場合の申請については、「就労・永住審査部門」が担当しております。

病気療養にだけ「特定活動」の在留資格を付与された外国人の方については、当該在留を許可した事情等、その方が本邦において行おうとする活動、在留の状況及び在留の必要性等の具体的な申請内容を踏まえて個別に検討することとなります。

- ③ 入管法 22 条の 4 の第 1 項の第 6 号「・・・当該在留資格に応じ・・・活動を継続して 3 ヶ月以上行わないで在留していること」の規定により、在留資格を取り消された件数として 2021 年全国 496 名、福岡 133 名、2022 年全国 917 名、福岡 238 名 と全国の中でも福岡での取消件数が多いのですが、その理由と在留資格の内訳を教えてください。

『2022年の回答』

在留資格取消件数は、一つ一つ手続を行った結果であり、その理由をお答えすることは困難ですが、福岡局では在留資格取消の対象となる外国人の情報を入手した場合、積極的に取消手続を行っています。在留資格の内訳は、2020 年は留学 37 人、技能実習 1 号口 12 人、技能実習 2 号口 89 人、家族滞在 1 人でした。2021 年は留学 21 人、技能実習 1 号口 5 人、技能実習 2 号口 94 人、技能実習 2 号イ 2 人、技能実習 3 号口 4 人、特定技能 1 人でした。

『2023年の回答』

在留資格取消件数は、一つ一つ手続を行った結果であり、その理由をお答えすることは困難ですが、福岡局では在留資格取消の対象となる外国人の情報を入手した場合、積極的に取消手続を行っています。取消の件数については、統計として公表することを前提とする集計等を行っていないため、お答えすることは困難です。

- ④ 2023 年 8 月 4 日の記者会見で、斎藤法務大臣は、「日本生まれで、在留資格がなく強制送還の対象となる 18 歳未満の外国籍の子どもに在留特別許可を付与する」方針を公表し、「140 人以上が対象となり、その親にも特に不法入国といった犯罪歴がある場合を除いて家族にも在留特別許可を認める」とも述べています。福岡入管内で、この在留特別許可の対象となる子どもは、何人いますか、

『2023年の回答』

在留特別許可の許否判断は、個別の事案ごとに諸般の事情を総合的に勘案して行うものであり、対象人数についてお答えすることは困難です。その上で対象となる方には当局から連絡し必要な案内をすることとなります。

Ⅲ 「特定技能」「登録支援機関」について

1 「特定技能」の在留資格について

- ① 「特定技能 2 号の対象分野は、介護を除く特定技能 1 号 11 業種に拡大されることが閣議決定されていますが、一方技能実習制度については廃止するとの中間報告が有識者会議から提出されています、技能実習で認められてきた職種で、特定技能 1 号の 12 業種に含まれない職種について今後どのように取り扱っていく考えですか。

『2023 年の回答』

技能実習制度の見直しについては、現在引き続き有識者会議において議論が行われているところです。先般の有識者会議では、最終報告書の取りまとめに向けて議論するためのたたき台が提示されたところ。現行の技能実習制度に変わる新たな制度の受け入れ対象分野は、現在の技能実習制度の職種等を当然に引き継ぐのではなく、新たな制度の趣旨等を踏まえ新たに設定するものとされています。

その際、新たな制度が人手不足分野における特定技能1号への移行に向けた人材育成を目的とするものであることから、新たな制度の受け入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」が設定される分野に限ることとし、わが国内における就労を通じた人材育成に馴染まない分野については、新たな制度の対象とせず、特定技能制度でのみ受け入れることとされています。

2 「登録支援機関」について

技能実習制度の廃止と特定技能の制度の見直し等提言する中間報告が有識者会議から提案されました。今後、現行の技能実習制度が廃止され、「技能実習」の在留資格者に代わって特定技能の在留資格者の増大していくことが考えられます。以下、登録支援機関に関して、質問します。

- ① 2022 年及び、2023 年 6 月末までの登録支援機関の全国及び福岡入管内の総数を教えてください。2022 年中及び 2023 年 6 月末までに登録支援機関でその登録後に、登録支援機関として取消された全国及び福岡入管内の件数とその事由について、教えてください。

『2023 年の回答』

登録支援機関の登録数は、2022 年 12 月末現在で 7,758 件、2023 年 6 月末時点で 8,404 件です。このうち、登録支援機関登録簿上、九州、沖縄県に住所を置く登録支援機関の登録数は、2022 年 12 月末時点で 705 件、2023 年 6 月末時点で 778 件です。

2022 年中及び 2023 年 6 月末までに登録後、登録取消しとなった登録支援機関の件数とその事由については、集計を行っていないためお答えすることは困難です。なお、登録支援機関に対する年度別の登録の取消し件数は、令和元年度 0 件、令和 2 年度 3 件、令和 3 年度 4 件、令和 4 年度 7 件です。

- ② 登録支援機関の登録申請の審査、および登録支援機関の取り消し処分などは、貴局のどの部門が担当されていますか。特定技能の在留資格者に対する人権侵害や労働災害、賃金未払、解雇等労働問題に対して、貴局はどのような関与ができますか。

『2023 年の回答』

当局では、「就労・永住審査部門」が担当します。特定技能外国人に対する人権侵害や労働災害、賃金未払い、解雇等労働問題を把握した場合、「出入国管理及び難民認定法」第 19 条の 37 等の規定に基づき調査を行います。調査の結果、特定技能所属機関や登録支援機関の基準不適合行為を確認した場合、前者については同法第 19 条の 19、後者については同法第 19 条の 31 に基づき指導及び助言を行うことができます。

特定技能所属機関が改善等を行わない場合は、同法第 19 条の 21 に基づき改善命令を行います。また、必要に応じて地方労働局等の関係機関への通報等を行っています。なお、当該行為が悪質と認定された場合、適格事由又は登録拒否事由に該当することから、特定技能所属機関にあつては特定技能外国人の受け入れが認められず、登録支援機関にあつては登録の取消の対象となります。

IV 技能実習制度について

- ① 2022 年中に、全国及び福岡局管内の技能実習生で、死亡した者の数とその要因(自殺、労災等)、途中帰国した者の数をそれぞれ教えてください。また 2022 年中に、全国及び福岡局管内の技能実習生で、失踪した者の数とその理由について貴局はどのように把握していますか。

『2022 年の回答』

当局において、全国及び当局管内における死亡した技能実習生及び途中帰国した技能実習生にかかる統計は作成しておらず、回答することは困難です。

技能実習生の失踪の主な原因としては、賃金の不払いなど実習実施者側の不適切な取扱い、入国時に支払った費用の回収など、技能実習生側の経済的な事情が考えられるところですが、失踪原因を明確に特定することは困難であり、また、お尋ねの失踪者数が増加した原因についても明確に特定することは困難です。

『2023 年の回答』

当局において、全国及び当局管内における死亡した技能実習生及び途中帰国した技能実習生の数は集計を行っていないため、回答することは困難です。2022 年に失踪した技能実習生については、当局ホームページに公開されており、全国で 9,006 人、福岡局管内で 1,234 人となっています。

技能実習生の失踪の主な原因としては、賃金の不払いなど実習実施者側の不適切な取扱い、入国時に支払った費用の回収など、技能実習生側の経済的な事情が考えられるところで

すが、失踪原因を明確に特定することは困難であり、また、お尋ねの失踪者数が増加した原因についても明確に特定することは困難です。

- ② 新たな施策に基づき、新規受け入れ停止措置、企業の刑事告発及び公表された件数は、以下のように 2022 年 3 月及び 2022 年 10 月の回答ではすべて 0 件でしたが 2022 年中に実習実施者と監理団体別にそれぞれ何件ありましたか。

『2021 年 3 月の回答』

当該施策に基づき、これまでに 新規受け入れ停止措置をした件数 全国 0 件、当局 0 件
企業の刑事告発をした件数 全国 0 件、当局 0 件 告発事実の公表をした件数 全国 0 件、
当局 0 件

『2022 年の回答』

2021 年中に当該施策に基づき新規受け入れ停止措置をした件数、企業の刑事告発をした
件数及び告発事実の公表をした件数は、いずれも 0 件です。

『2023 年の回答』

2022 年中に当該施策に基づき新規受け入れ停止措置をした件数、企業の刑事告発をし
た件数及び告発事実の公表をした件数は、いずれも 0 件です。

- ③ 外国人技能実習機構（OTIT）と福岡入管の間には相互通報制度があります。技能実習生にかかる労働関係法令違反の疑いがある事案について 2021、2022 年の OTIT への通報件数及び OTIT からの通報件数を教えてください。

『2021 年秋の回答』

2019 年は、技能実習 PT による調査を集中的に実施し、技能実習法施行前の旧制度化における労働関係法令違反の疑いがある事案について、当局から各地方労働局へ通報する事案が多くありましたが、2020 年になると、在留中の技能実習生は、ほぼ技能実習法施行後、外国人技能実習機構から技能実習計画認定を受けたものとなることから、当局において技能実習生にかかる労働関係法令違反の疑いがある事案について端緒を得た場合、地方入管局と外国人技能実習機構との情報連携制度により、外国人技能実習機構へ通報することとしているため、件数が激減しているものです。したがって、2021 年も同様に技能実習生に関して通報が必要な事案のほとんどは、外国人技能実習機構に対して行うこととなります。

『2022 年の回答』

当局において、外国人技能実習機構との間におけるお尋ねの件数にかかる統計は作成しておらず、回答は困難です。

『2023 年の回答』

お尋ねの件については、集計を行っていないため、お答えすることは困難です。

- ④ 技能実習生に関わる法令違反の事案について、2021、2022年に貴局がOTITと共同で取り組んだ件数、単独で取り組んだ件数について教えてください。

『2023年の回答』

お尋ねの件については、集計を行っていないため、お答えすることは困難です。

V 「共生施策」について

- ① 2019年の入管法改正と同時に「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が策定され、その後改訂が行われていますが、貴局においての具体的な施策の実施状況を教えてください。

『2023年の回答』

2019年4月に受入環境調整担当官が配置され、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口職員を相談員として派遣するほか、相談業務に従事する相談員に対し情報提供や研修を行っています。

また、当局と地域における関係機関が連携協力して、就職を予定する外国人を対象とした合同相談会等を実施しています。そのほか、「やさしい日本語」の普及活動を推進するため、地方公共団体や関係機関への周知、職員への研修を実施するための取り組みを行っています。

- ② 令和5年(2023年)年4月に示された「総合的な支援をコーディネートする人材の役割等について(検討結果報告書(概要))」では、現状とさまざま課題を踏まえて「外国人支援コーディネーターの育成・認証等の制度を創設する必要がある」と書かれています。外国人支援コーディネーターの育成はどのような人たちを対象とし、報告書にある認証または国家資格を保持した人たちはどのような機関に位置付けられるのでしょうか。

『2023年の回答』

令和6年度以降、まずは国、地方公共団体又はそれらが運営する相談窓口において、現に自らが外国人からの相談対応業務に従事している者であっても、外国人向けの相談窓口において実務経験を有することが客観的に確認できる者を対象として、行政研修を実施することとされています。配置先としては、まずは外国人からの様々な相談に対応しており、認知度が高く、多くの外国人が訪れ、外国人の拠り所となっている相談窓口のある「フレスク」及び「外国人在留総合インフォメーションセンター」ならびに地方公共団体が運営する一元的相談窓口等に配置していくことが想定されています。なお、国家資格化を見据えた専門性の高い支援人材の認証制度のあり方については、研修修了者の活動状況を踏まえながら、中長期的に検討していくこととされています。